情報通信審議会　電気通信事業政策部会

ユニバーサルサービス政策委員会（第48回）・

ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関する

ワーキンググループ（第５回）合同会合

議事概要

１．日時：2026（令和８）年２月10日（火）15：05～16：11

２．場所：Web会議による開催

３．出席者：

（１）委員：

※印はユニバ政策委のみの構成員。☆印はワーキンググループ（WG）のみの構成員。無印は両会合兼任

大谷和子《ユニバ政策委》主査（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）

高橋賢《ユニバ政策委》主査代理（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）、

相田仁《ＷＧ》主査代理（東京大学特命教授）☆、

春日教測専門委員（東洋大学経済学部教授）、

砂田薫専門委員（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員）、

長田三紀専門委員（情報通信消費者ネットワーク）、

岡田羊祐委員（成城大学社会イノベーション学部教授）※、

藤井威生専門委員（電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）

三友仁志構成員（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）☆

（２）WGオブザーバ：

全国知事会、一般社団法人テレコムサービス協会、

一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、

NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ、

KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

（３）事務局（総務省）

吉田恭子総合通信基盤局電気通信事業部長、井上淳事業政策課長、

岸洋佑事業政策課調査官、平松寛代基盤整備促進課長、

隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

【事務局】

定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えしていただくようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにしていただきますよう併せてお願いいたします。なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能など必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の進行は大谷主査にお願いしたいと存じます。大谷主査、お願いいたします。

【大谷主査】

それでは、ただいまから第48回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会及び第５回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの合同会合を開催いたします。

【事務局】

議事次第、資料１から３及び参考資料を構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には、資料を掲載している総務省ウェブサイトを御案内しております。

事務局からは以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題ですけれども、最初に、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方一次答申（案）」に対する意見及びその考え方の案、そして２つ目ですけれども、最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の検討でございます。本日の議題につきましては、事務局から御説明をいただきまして、その後に意見交換の時間を取らせていただければと思います。

それでは、まず、昨年12月の会合で御了承いただいた最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方一次答申の案につきまして、30日間の意見公募期間が終了いたしましたので、答申（案）に対する御意見、そして、その考え方の案について事務局から御説明お願いいたします。

【事務局】

事務局です。お世話になってございます。私のほうから資料１に基づきまして、パブリックコメントとこれに対する意見の考え方について御説明差し上げたいと思います。

まず、このパブリックコメントでございますが、昨年の12月20日から今年の１月23日まで開催いたしまして、意見の提出数については11件ありましたが、全体の項目としては42項目ございました。意見の提出者は、資料１の１ページ目のとおりの内容となってございます。非常に多岐にわたる御意見をいただいておりますので、似ている項目ごとに御説明をさせていただきたいと思います。

まず、パブリックコメントの項目の意見３と意見５をソフトバンク様から、意見７をKDDI様からいただきました。NTT東西が提供するワイヤレス固定電話、モバイル網固定電話については、利用者の希望があれば光整備エリアでも実質的に制限なく提供可能な制度となります。ただ、東西ワイヤレス固定電話についてもモバイル網固定電話についても、NTT東西の自己設置要件の例外となることを踏まえれば、NTT東西による運用実態について事後検証が必要なのではないかという御意見をいただいてございます。

これに対して事務局の回答といたしましては、審議会の別の委員会、メタル縮退の関係を見ている委員会である、固定電話サービス移行円滑化委員会で、ワイヤレス固定電話、モバイル網固定電話の全国展開的な方向性が示されており、そこで精査した考え方を踏まえ、現在総務省において光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供可能とする制度整備が検討されているものと承知しており、これは、利用者利益を最大限保護しつつ、NTT法の趣旨を踏まえた適切な対応と考えていること、また、事後検証については、制度整備の趣旨に沿ってモバイル網を活用した固定電話が適切に提供されているかについて、同委員会が検証する考えと承知しているという回答をさせていただいているところでございます。

項目の４番目のKDDI様からの御意見でございますが、こちらはワイヤレス固定電話、モバイル網固定電話の本格活用は、光ファイバ整備の政府目標の達成後にすべきではないかという御意見を頂戴しております。この光ファイバ整備の政府目標というのは、令和９年度までに99.9%の目標を掲げている内容でございますけれども、総務省では光ファイバの整備に向けて、補助金なども活用しながら、これまでも未整備エリアの解消に向けて支援事業を実施しておりまして、現にワイヤレス固定電話の提供エリアかどうかを問わず、今後も目標に向けて取り組んでいるものと承知しておりまして、そのような回答にさせてい

ただきたいと思っております。

また、項目の９番目の楽天モバイル様からの御意見でございます。ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型のユニバーサルサービス化は、光ファイバ整備に関する政府目標が達成されない限り、制度化は行わないとの認識に違いがないか確認したいという御意見をいただいてございます。こちらについては、一次答申の内容をなぞった回答ぶりにしてございまして、目標の達成状況も踏まえつつ、令和10年度からの開始を念頭に、ワイヤレス固定ブロードバンド共用型のユニバ化を検討することが適当という回答案にさせていただいているところでございます。

続きまして、17番目のNTTドコモ様から、18番目のKDDI様から、20番目のオプテージ様から、最終保障提供責務の役務提供確認について御意見を頂戴しています。どのような御意見かと申し上げると、役務提供確認手続は事業者の過度な負担とならないようにするとともに、全関係事業者の合意形成を前提に丁寧な議論が必要なのではないかという御意見でございます。これについては、おっしゃるとおりというところだと思っている一方で、この役務提供確認については、事業者の皆様の間で合意形成していただいて、きちんと進めていくことが適当と考えております。そのため、役務提供確認手続の検討に当たっては、最終保障電気通信事業者、区域内電気通信事業者双方に生じ得る負担の程度などにも配慮しつつ､電気通信事業者間で円滑な調整を図られるよう事業者間での連絡調整体制を整え、各事業者が積極的に参画する形で検討を進めていくことが適当ではないかと思っており、このような御意見をいただいている各社を含む関係事業者が連絡調整体制に積極的に参画する形で検討が進み、事業者の過度な負担とならない手続となることを期待していますという回答案にさせていただいてございます。

続いて、意見項目24番目のオプテージ様からの御意見です。これは最終保障提供責務の協力義務の対価についての御意見でございまして、25番目のNTT東西様の観点も含めると、２点ございます。

まず、オプテージ様からの御意見は、近隣電気通信事業者の事業運営や公正競争に影響を及ぼさないよう原価情報の開示につながらない適正利潤の確保が可能な仕組みとすべきではないかというものです。

また25番目のNTT東西様からの御意見ですけれども、合理的な水準の具体的な考え方を示した上で、交付金に適用するのではなく、近隣電気通信事業者への支払額自体ができそうとなるようなものにすべきという御意見を頂戴しております。

こちらについて事務局の回答案でございますが、まず、オプテージ様の御意見に対する回答ですけれども、対価の具体的な金額はあくまで事業者間の協議によって決定されるものと思っておりまして、それが開示されるとかそういったことはまず想定しておりませんし、適正利潤の確保を否定するものではないという回答にさせていただいてございます。合理的な水準については、まさに今後引き続き検討しなければいけない課題だと思っておりまして、引き続き検討していくという回答案にさせていただいているところでございます。

次が、28番目の項目のNTT東西様からと30番目のソフトバンク様からの御意見でございまして、地域別料金の禁止に関する御意見でございます。具体的な御意見の内容は、地域別料金の禁止は、公正競争をゆがめないよう必要最小限にすべきであるというものです。モバイル網固定電話等の柔軟な料金設定やサービス提供を過度に制限しないよう、一次答申案に記載の具体例に限らず、特別な事情として認められるべきという御意見を頂戴しております。

回答案については、基本的には一次答申案をなぞる回答にさせていただいております。ユニバーサルサービスの料金は、地方と都市部の間の料金の公平性を確保して、もって日本全国適切かつ公平な提供を確保するために、原則として地域別料金というものは禁止しておりますが、都市部でのキャンペーン割引など、市場競争の下でのサービス提供の実態に照らして、合理的な理由があれば、特別な事情として例外的に許容することが適当と考えて、一次答申案にも記載させていただいているものでございます。その上で、事業者から寄せられた具体例などを踏まえつつ、特別な事情と認める具体的なケースで、ガイドラインで明確化することが適当と考えておりまして、公正な競争環境に配慮した必要最小限の規制とすることを求めているものでございます。

今後、モバイル網固定電話がユニバーサルサービスに位置付けられた場合には、これに伴って、もちろんモバイル網固定電話については特別な事情というものが発生し、こういった対象が変わってくる度に、必要に応じて見直ししていくのが一般的だと思いますので、特別な事情に係るガイドラインを含め、制度の趣旨に沿った適時適切な見直しが行われるべきものと考えるという内容の回答案にさせていただいてございます。

最後、主な内容といたしまして、35番目のKDDI様から、36番目のNTT東西様から御意見を頂戴してございます。電話の担当支援区域に関する御意見でございまして、具体的な御意見といたしましては、収支算定方法を含め、事業者にとって過度な負担とならないように

すべき、あるいは担当支援区域の単位を都道府県とすべきという御意見を頂戴してございます。これについて、一次答申案では、担当支援区域の単位は都道府県または市町村ということで両論併記させていただいているところでございます。今後検討が必要だと考えてございまして、回答案といたしましては、電話の担当支援区域の収支算定の在り方を検討するに当たって、事業者の過度な負担とならない簡便な方法を検討することは重要と考えているということと、そのため、担当支援区域の単位の検討に当たっても、単位の違いが交付金制度の手続の効率性に影響を与えるかどうかといった観点も勘案して検討していく考えでございますという、今後の検討につながる回答案という形にさせていただいているところでございます。

主な御意見は具体的にこのような内容でございまして、事務局としては、いただいたパブリックコメントの意見を踏まえた結果、特に一次答申案を修正するような内容は出ていないと思っておりまして、もともと示させていただいた案のとおりとさせていただきたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【大谷主査】

御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、皆様からの意見交換に移りたいと思います。御意見のある方はチャットなど、それから、場合によっては、挙手によってお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。特に一次答申案につきましては変更の必要はないということと、それから、いただいた意見への考え方についてですけれども、どなたからでも御発言いただければと思います。

特にチャットなどでの発言希望は出されていないようですけれども、私から１点ほど教えていただいてもよろしいでしょうか。役務提供確認の手続についていろいろ御意見をいただいているところですけれども、これにつきまして、例えば、意見19についての考え方のあたり、最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者となり得る電気通信事業者の双方に生じ得る負担の程度にも配慮しつつ、円滑な調整が図られるよう事業者間での連絡調整体制を整え、各事業者が積極的に参画する形での検討を進めていくことが適当という考え方については、既に私どもの議論の中でも示されていた内容だったと思いますけれども、その実現に向けての現在の状況で事務局が把握されている情報などがありましたら御提供いただいてもよろしいでしょうか。

【事務局】

大谷先生、どうもありがとうございます。本件については、後ほど資料３の関係でも御説明差し上げたいと思っていたのですが、事業者に御参加いただく連絡調整会合というものを２月６日の金曜日に立ち上げました。関係する事業者様は300社から400社ございまして､そういった方々に御案内を差し上げたところ､200人近くの方に御参画いただきまして、議論のキックオフをさせていただいているところでございます。

実際の会合では、地方のケーブルテレビ事業者様ですとか大手事業者様含め、色々な方々に御参加いただきまして、質疑応答も含む活発な意見交換をしていただきました。この後、今後も複数回このような調整会合を開催していただきまして、役務提供確認のプロセスについて合意形成を目指しているところでございます。

スケジュールとしては、大体春、５月ぐらいに一定の案ができるのではないかと思っておりまして、それぐらいの時期に、審議会の皆様、構成員の皆様にも改めて御説明差し上げまして、御審議いただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【大谷主査】

詳しい御説明をいただきまして、ありがとうございました。非常に望ましい方向で事業者間調整協議のスキームが実施されているということで、さらに方向性について合意形成がなされるように期待しているところでございます。

それでは、私のほうではチャット欄にはどなたからも御記入がないようですが、大丈夫でしょうか。事務局のほうでも特に御発言希望は見当たってないという状態でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。事務局のほうでも特にいただいてございません。

【大谷主査】

ありがとうございます。特に御意見、御質問等がないということですので、意見交換のお時間はここまでとさせていただきまして、御説明いただいた中で、意見に対する考え方の案、こちらの修正が必要となる御意見もなかったということだと思います。したがいまして、意見に対する考え方の案などにつきましては本案のとおりとさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大谷主査】

ありがとうございます。御異議がないということで、皆様からの御回答ありがとうございます。それでは、お取りまとめいただいた意見に対する考え方の案、そして答申の案につきましては、後日、電気通信事業政策部会に御報告する手続に進めさせていただきたいと思います。丁寧な御検討をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、次の議題に進ませていただきたいと思います。先ほど御説明いただいた一次答申案、そして、これまでのワーキンググループにおいて示された今後検討していくべき事項を踏まえまして、最終保障提供責務の制度設計に当たりまして、現行制度も含めて、さらに議論の具体化を図っていく予定であると承知しております。この点について、事務局から御説明をしていただければと思います。投影していただいている資料３に沿って、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。引き続き事務局のほうから、資料３に基づきまして御説明させていただきたいと思います。

一次答申のパブリックコメントの案について先ほど説明させていただきましたが、最終保障提供責務の関係では幾つか積み残しの課題などもございまして、今後、三次答申案の取りまとめに向けて検討をさせていただきたいと思ってございます。その関係で、今後検討すべき内容ですとかスケジュールについて事務局から御説明させていただきたいと思います。

まず、２ページ目を御覧ください。こちらは、これまでの経緯をまとめさせていただいているところでございます。主に最終保障提供責務、ユニバーサルサービス制度につきましては、昨年の７月に審議会のほうにまとめて諮問させていただいているところでございます。

大きな項目は３つございまして、１番目が最終保障提供責務の関係、これは主にユニバーサルサービス政策委員会のほうでインテンシブに御議論をいただき、一次答申案まで取りまとめいただいたと認識してございます。２番目、３番目が現行のユニバーサルサービスの関係でございまして、それぞれ電話、ブロードバンドの関係でございます。こちらについては、交付金の関係に非常に関係しているところもございますので、ワーキンググループのほうでインテンシブに御議論いただきまして、二次答申案まで取りまとめというところまでできている状況でございます。

今後の流れについて、後ほども説明いたしますが、最終保障提供責務の残りの論点はほとんど交付金に関係するところでございます。このため今後、今年の開催については、委員会とワーキングの合同開催という形でさせていただければと思っているところでございます。

続いて３ページ目が全体のスケジュールでございます。令和７年の最初の５月のところに、最終保障提供責務が導入された電気通信事業法の改正法というものが公布されておりまして、その２年後の令和９年５月というところが、施行日という意味ではデッドラインになってございます。そのため、最終保障提供責務の関係の制度整備は令和９年５月末までに全て終了している必要がございます。このうち最終保障提供責務の導入のために、一年以内にやらなければいけないことについては、下の※１ですが、速やかに対応が必要なものというところで、先ほどパブリックコメントの開始というところで御説明させていただきましたけれども、一次答申案という形で取りまとめをさせていただいたところになってございます。

※２というのは、令和７年度の電話の交付金の算定方法ですとか、災害時用公衆電話の補塡の開始に関係するものでございまして、これは二次答申案というところで、現在パブリックコメント中になってございます。

残りの※３、※４について検討を進めていかなければならないところでございまして、令和９年５月までの省令改正の制度整備の時間も含めますと、今年の夏までに三次答申案を策定する必要があるというところで、最終保障提供責務の積み残しの案件については整理をしていく必要がまずございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、交付金にも非常に密接に関係してまいりまして、現行制度の交付金についても様々な御意見を頂戴したところもございますので、※４の令和４年の改正というのが今のブロードバンドユニバーサルサービス制度が導入されたものなのですが、その３年後見直しというのを併せてやる必要があり、交付金の関係と併せて、三次答申案でなるべく整理できたほうが望ましいのではないかということを事務局としては思っているところでございます。

ただ、あまりにも論点が多くて、全て整理できない場合については、この３年後見直しについては四次答申案というところで括弧書きしていますけれども、一応バッファとしてできるスケジュールは組んでいるというところでございます。基本的には三次答申案でできるところまではしていきたいと考えておりますが、最終保障提供責務に関係するところはマストというところでございます。

４ページ目、５ページ目が、これまで一次答申案、二次答申案で取りまとめさせていただいた内容になってございまして、内容については細かいところは割愛させていただきますけれども、この４ページ目でいうと、ここでいう継続検討と記載させていただいておりますが、こういった内容が主に三次答申案に向けて検討しなければいけないという内容になってございます。

５ページ目が二次答申案でございますけれども、こちらについても、現行制度についての抜本的な見直しについて、現在の第二種適格電気通信事業者さんから御意見を頂戴しておりまして、いただいた内容について、検討の俎上として上げさせていただきたいと思ってございます。

６ページ目が三次答申の取りまとめに向けてどのような論点があるのかということを１枚で全容をお示ししたものになってございます。上の新制度というのが最終保障提供責務の関係でございまして、下は現行制度というものでございます。全体としては、大きく４つ項目がございます。詳細については、次のページ以降御説明いたしますが、今簡単にお話しいたしますと、検討事項①は最終保障提供責務の手続的な部分でございます。先ほど大谷先生から御質問がありました役務提供確認手続の確立に向けた検討ですとか、また役務提供義務が発生すると、基本的には義務としてやらなければいけないのですけれども、法律上は正当な理由、特にやむを得ない理由に該当する場合は拒否することができるようになっております。これが何でも認められてしまうことは適当ではないため、正当な理由、特にやむを得ない理由等をガイドライン化するということを一次答申案でもまとめさせていただいておりますが、この具体化についての検討を行っていく必要があると考えてございます。

検討事項②が、最終保障提供責務の関係の交付金制度の在り方でございます。（１）が電話で（２）がブロードバンドの関係でございます。基本的に適格電気通信事業者としての申請指定制度というものは現行制度と同じような枠組みが残っておりますので、これを参考にしつつ、具体的にどのような手続にしていく必要があるのか、どのように指定の要件を設定していく必要があるのかというところを決めていく必要があるというものでございます。

また、最終保障提供責務特有のものとして、黒丸の２のところですが、本当に誰もやってくれず、NTT東西様も指定を受けてないような地域で最終保障提供責務が発生した場合に交付金を交付する制度の関係です。この場合に交付金を交付するための必要な手続につ

いて省令上定める必要がありますので、これについてもどう考えるのかということを決めていく必要がございます。

また、第一種交付金の算定方針について、先ほどパブリックコメントでも御意見をいただきましたが、整備費や協力費の合理的な補塡の基本的な考え方について整理をしていく必要があると認識してございます。

検討事項③と検討事項④は現行制度の関係でございまして、③は電話の関係、④はブロードバンドの関係です。こちらは、いずれも昨年のワーキンググループの場で適格電気通信事業者様から御意見をいただいた内容について記載をさせていただいてございます。詳細については次のページ以降御説明させていただきたいと思いますが、これに限ったことで考えているわけではなく、後で御説明させていただきたいと思いますが、NTT東西様、ZTV様以外の方からも意見を伺うヒアリングの場というものを設けさせていただきまして、ほかにも課題、御要望があれば、俎上にのせるように（３）その他というところで設けさせていただいているところでございます。

それでは、次のページ以降、一つ一つについて御説明させていただきたいと思います。

まず、７ページ目が検討事項①の最終保障提供責務の手続面の関係でございます。（１）が役務提供確認の手続の確立に向けた検討でございます。こちらについては、先ほど現状について御説明させていただきましたが、２月６日、先週の金曜日に初回の会合を実施いたしまして、多くの方々に御参画いただき、非常に活発な議論ができたと思っております。今後、複数回開催いたしまして、一定の合意形成ができそうな案が出てくるのが大体５月頃かと思ってございます。そのため、時期になりましたら、どのような議論が行われていて、どのような方向性になりそうかというところを事務局から構成員の方々にお示しさせていただきまして、御審議いただきたいと考えているところでございます。

（２）が正当な理由、特にやむを得ない理由等のガイドライン化の話でございます。こちらは、一次答申案の取りまとめに向けてヒアリングを何度か開催させていただきましたが、その時にも、色々な事業者様、関係者から御意見を頂戴いたしました。また、我々が個別にやり取りさせていただいている中でも、懸念点とかそういった内容については御要望いただいたところですので、各内容をまとめる内容は一通りそろってきていると認識してございます。このため、いただいた内容に基づきまして、まず事務局の方でこのガイドラインの案について作成させていただきまして、作成した内容を、大体５月頃に事務局から構成員の皆様にお示しさせていただきまして、御審議いただければなと思っているとこ

ろでございます。

続いて、８ページ目が検討事項の②でございまして、最終保障提供責務の導入に伴う交付金制度の在り方でございます。（１）が電話の関係でございます。これは、先ほどパブリックコメントの御意見でもありましたが、まず、支援区域の単位を決めなければいけません。都道府県または市区町村という両論併記で一次答申案をとりまとめておりましたが、いずれかに決めていく必要があると考えてございます。検討に当たりましては、モバイル網固定電話がユニバーサルサービスに位置付けられることが適当とされることも踏まえまして、モバイル網固定電話を含む電話の区域別収支の計算方法についても検討する必要があろうかと思っております。

また、指定の要件については、こちらもみんなで支えるユニバーサルサービスという観点から、多くの方に入っていただきたいということを我々としては考えてございまして、複数の電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者の資格を備え得る水準としてはどれくらいかということを念頭に検討を進めさせていただきたいと思ってございます。

黒丸の２が、先ほどもお話しした最終保障提供責務特有の話として、誰もサービス提供しない場合に、最終的に地域会社であるNTT東西がサービス提供を行った場合の交付金の交付する手続でございます。この手続の詳細について決めていく必要があろうかと思ってございます。

（２）のブロードバンドの関係でございますが、黒丸１、黒丸２は今御説明した内容と同じでございます。交付金の算定方法について、一次答申案ではまず、最終保障提供責務というものは、自ら望んでいるものではなく、義務付けとしてやっていただく内容ですので、基本的に収入費用方式であるということと、整備費と維持費を対象にするということについては方向性としてまとめられたと思っているのですが、具体化をどうしていくのかとか、近隣事業者に支払うべき料金の合理的な水準、こちらについて検討を深めていく必要があるかと思ってございます。

また、現行制度と最終保障提供責務が併存する形になってまいりますので、この計算方法や算定方法が複雑になってくると、なかなか難しいところもあろうと思いますので、どのようにシームレスな制度としていくのかも併せて検討していく必要があると思っているところでございます。

次のページが、検討事項③の現行制度の電話のユニバーサルサービス制度の見直しの関係です。（１）が算定方法の見直しの関係でございまして、今の加入電話の補塡額の算定は、

LRICという計算方法に基づいた上でベンチマーク方式、一定の水準を超えている部分について補填するという方式が採用されているところでございます。この一定の水準というのは、ユニバーサルサービス制度の原則を考えると、本来は全国平均費用であり、制度上も全国平均費用ということで定められているのですが、当時、これをそのまま適用してしまいますと、利用者の負担が非常に増加し、１か月２桁台のユニバーサルサービス料になってしまうという配慮がありまして、当分の間の措置として、全国平均費用プラス標準偏差の２倍、２シグマが足された形でベンチマークというものが設定されてございます。したがって、現在は、約600億円の赤字に対して補填されている交付金は60億円程度という水準であり、しばらくこのような推移をしているという状況でございます。

この点について、NTT東西様から、最近のユニバーサルサービス料が２円に留まっているというところもあるので、このベンチマークの在り方について見直しをすべきであるという御意見を頂戴いたしまして、今回検討を行うべきかどうかについて掲げさせていただいているところでございます。

（２）が電話のユニバーサルサービスの対象拡大に伴う算定方法への影響に関するお話でございます。最終保障提供責務の検討の中で、ワイヤレス固定電話、モバイル網固定電話についても当時議論が行われまして、ワイヤレス固定電話については、今、メタル縮退の関係の中で検討は進められているところではありますが、基本的にこれまではNTT東西の自己設置の例外なので提供エリアがかなり限定的にされていたのが、全国展開するという方向で検討が進められている状況でございます。

モバイル網固定電話についても、最終保障提供責務の導入に間に合うよう、基本的に全国展開という念頭でユニバーサルサービスとして位置付けるための制度整備について検討が行われているところでございます。そうすると、いずれの段階では、ワイヤレス固定電話、モバイル網固定電話を踏まえた算定方法を整備する必要があろうかと思ってはいるのですが、当時、ワイヤレス固定電話が導入された際にも、実際に規模の経済の効果が出てくるというものは5,000回線を超えてからであろうという議論がございまして、当面の案だということで、経過措置として、メタル縮退と同等の計算がされているという措置が設けられているところでございます。そこで、ワイヤレス固定電話、モバイル網固定電話の算定について、今後の実績ですとか広がり具合の見通しを踏まえた上で、いつの段階できちんと制度整備をしていく必要があるのか、それもどのようにしていく必要があるのかというところを整理する必要があろうかと思っているところでございます。

続いて10ページ目、検討事項④の関係でございまして、これも現行のブロードバンドの交付金の見直しの関係で、いずれも要望があった内容でございます。（１）が算定方法・算定対象についての関係で、（２）が支援区域として指定すべき区域についての関係でございます。

まず、（１）の①は公設設備に係る第二種交付金についてです。ブロードバンドの支援区域は一般支援区域と特別支援区域がございます。特別支援区域は公設設備を譲り受けた場合、未整備、大幅な赤字の３類型ございまして、類型の一つである公設設備の関係のお話です。公設設備を譲り受けた場合に交付金が交付される対象としては、現在、非常に限定的に制度設計されてございます。具体的には、この制度は令和４年に法改正いたしまして、令和５年６月16日から施行しているのですが、令和５年６月16日に存在する公設設備を６月16日以降に譲り受けした場合だけが対象になっています。したがって、令和５年６月16日以降に新設した公設設備を譲り受けた場合や、令和５年６月16日以前に譲り受けした場合は対象になっていないのが現状の状況でございまして、こういったものも対象とすべきではないかという御意見でございます。

２つ目は、特別支援区域のもう一つの類型の大幅な赤字の関係でございます。現在の制度は、大幅な赤字の場合でも、交付金の交付の要件といたしまして、その事業者様が赤字であることが必要となっております。赤字要件があると交付金が交付される機会が少なくなる、なかなかサービスを提供するインセンティブがないということで、黒字であっても交付金の対象とすべきではないかという御意見でございます。

３つ目は交付の継続というところでございまして、今の制度では、担当支援区域の指定を１年に１回全部見直しているところでございます。ですので、論理的には、１年目は指定されたが、２年目は指定されない可能性があるという状況になってございまして、こうした状況だとなかなか投資回収をすることができないので、一定の期間は継続性を持つような制度にしてほしいといった御要望でございます。

４つ目が、より迅速な交付金の交付についてとありますけれども、現在、交付金の交付自体は、ぽっと出た事業者で、事業を継続できない事業者に交付金を交付することを防ぐために、最低１年間はサービス提供していただくことを条件としてございます。そうすると、実際にサービスを提供した時期と交付金を交付する時期は、色々な算定をしなければいけない関係で２年間ずれが生じておりまして、総務省のほうで、サービスを何年やっているかということを聞いたタイミングと実際に交付金を交付するタイミングでずれが生じ

て、１年以上サービス提供しているにもかかわらず交付金がもらえないということがまま生じ得る状況でございます。そのため、この部分について少し是正して、ちゃんと１年間サービス提供した場合については、２年後交付される交付金で見てくれないか、そういうような御要望でございます。

（２）①ですけれども、これは指定されているかどうかに限らず、新たに光ファイバを整備したところについては交付金を交付して欲しい、端的に言うとそのような御要望でございます。

②が、本州から海底ケーブルを引いてインターネット等のインフラ基盤が整備されているような離島に関する要望でございまして、離島でも場合によっては幾つか町・字が複数入っている場合があります。そうすると、人口の分布によっては、一部の区域は特別支援区域だけれども、ほかの地域では一般支援区域だったり、あるいは全く支援区域でもなかったりということがまま生じ得る可能性があります。そうすると、全てのインターネットは海底ケーブルを使って提供しているにも関わらず、ばらばらの状態ですと、按分した費用負担という形となり、一部でしか交付金は交付されないという状況に現行の制度はなってございます。そうすると、全部が補填できないので、こういった場合については、離島にある町・字については、例えば全部特別支援区域というグルーピングにした上で、交付金で全額、ランニングコストについては見るような形にしてもらいたい、そのような御要望でございます。

そのほか、（３）というところで項目としては、あるものがあれば検討俎上にのせていく必要があるなと思っているところでございます。

11ページ目が今後のスケジュールでございまして、冒頭少し申し上げさせていただきましたが、最終保障提供責務の残りの課題についても非常に交付金が関係してまいりますので、今後はユニバーサルサービス政策委員会とワーキンググループの合同開催という形で進めさせていただきたいと思ってございます。今回２月10日、今検討項目というものを示させていただいておりまして、その後、３月、４月に事業者や関係者の方々からヒアリングをさせていただいて、４月、５月に検討項目に対する検討ということで、事務局案や役務提供確認の案を示させていただきながら検討を深めまして、夏頃に三次答申案ということで取りまとめをさせていただきたいと思っているところでございます。

事務局からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

御説明いただきまして、ありがとうございました。それでは、意見交換に入ってまいりたいと思います。ただいまの御説明につきまして、御意見のある方はチャットもしくは御発言にてお知らせいただければと思います。第三次答申で検討すべき内容も盛りだくさんですし、現行制度について寄せていただいている御意見などもたくさんありますので、事業者のヒアリングなどを精力的に行うということなのだと思います。

それでは、三友先生、お願いいたします。

【三友構成員】

ありがとうございます。今お示しいただきました検討の方向については、全面的に賛成をしたいと思います。多少の反省を持って申し上げますと、この制度、ちょっとつくり込み過ぎてしまったようなところもあるかなと思っております。複雑でありまして、全体を把握しにくく、また対応したところで交付金が本当にもらえるかどうかもよく分からないという制度になっているところが現実だと思います。

今後の検討としては、やはり事業者の方にインセンティブとなり得るような形での制度を考える必要があります。もともとユニバーサルサービスというのは、事業的に厳しいエリアにおいて事業を継続していただくための仕組みですので、そういう意味では事業を行っていらっしゃる皆様のインセンティブを提供できるようなものでなければいけません。事業者の皆様はビジネスをなさっているわけですから、そういう意味では、あまりゆっくり検討していると、もういいやということになってしまいますので、スピード感を持って検討を進める必要があると思っております。

それから、制度としてやはり簡単で分かりやすいということ。本当に簡単に言ってしまうと、ビジネスにとって、何をしたら幾らもらえるのかということが分からないと、実際にやるかやらないかの意思決定を下しづらいと思いますので、そこまで踏み込んだ制度づくりをもう一回やらなければいけないと思います。今日挙げていただきました各項目は、それぞれ非常に重要な項目でありますし、このほかにも検討項目があるかもしれませんので、それらを事務局のほうでリストアップしていただいた上で、速やかにワーキングにおいて検討すべきだと思っております。

私からの意見は以上でございます。

【大谷主査】

貴重な御意見ありがとうございます。長くこの検討に関わった先生ならではの御意見だ

と拝聴いたしました。

続きまして、岡田委員、よろしくお願いいたします。

【岡田委員】

ありがとうございます。成城大学の岡田です。今般の取りまとめ、第三次答申案の取りまとめに向けた論点整理、大変分かりやすく整理されていて、ありがたく御説明を聞かせていただきました。本当に盛りだくさんに論点がありまして、いずれも大変難しい課題だなと聞きながら感じておりました。今思いつくところで、今後事業者ヒアリング等も行いながらということですので、ぜひその経過でいろいろ事業者の皆さんの意向などを伺いながら検討が進められればと考えておりますので、その点、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それに関連して、特に気になった論点３つほど挙げておきたいのですが、１つ目は８ページの第二種交付金制度の見直し、（２）のほうですが、③の「第二種交付金の算定方針について」というところで、役務の提供に要する費用の考え方で、先ほどの協力義務に関連してパブコメのほうでも御意見がありましたけれども、どのように合理的な費用水準を見極めていくかというときに、③の①の中で、光ファイバ等の整備費（減価償却費）と維持費を対象とし、また収入費用方式でという考え方が挙げられているわけですけれども、具体的に詳細を詰めていこうと思うとなかなか大変ではないかと思います。

例えば整備費、維持費、減価償却費を含む費用の計上の在り方というものは基本、事業者さんの裁量でいろいろ決まってくる要素が多いと思いますので、制度の中で具体的につくり込んでいこうと思う場合には、そのような在り方についても、ある程度理解した上でないと、どのような費用算定方式が合理的なのか判断がつかないように思います。そういったところなどを、事業者さんから具体的な御意見があればぜひお聞かせいただいた上で検討を深められれば、このように感じております。これが１点目です。

２点目は９ページですが、９ページに、（２）交付金の算定方法の検討に係る話ですが、今後はワイヤレス固定やモバイル網固定の電話が、少しタイムラグを置きながら普及していくことが想定されるわけです。また同時に、未整備地域の光ファイバの敷設も今後どういう形で起きてくるかまだ予測が完全にできないところもある。どのようにこれらの色々なモードの電話が利用されてくるのかはユーザーの意向も当然関わってくることですので、予測がなかなか難しいところがあるのではないかと思います。

そういう動きを適時的確に把握しつつ、算定方法の適切な在り方を見通していく必要が

あると思います。ですので、それもやはり密接な事業者からの情報提供、今後の移行計画、あるいは光ファイバの敷設の見込みといった具体的な事業の経過の流れを見通しながら、算定方法の適切な在り方を考えていく必要があるのではないかと思います。これは、10ページにある公設設備の民設移行も関わると思うのですが、その地域の中で、例えば、地域のケーブル会社さんがどういう意向を持っておられるのかとか、地域の状況はいろいろ違いがある中で、具体的な交付金の在り方としてどういうルールがいいのかを見極めていく必要があると感じています。ですので、この辺りもぜひ幅広く色々な事業者さんの御意見などを伺いながら、また、今後の計画、見込みも含めて、情報提供していただきながら議論できればと感じているところです。

私からの意見は以上です。

【大谷主査】

コメントありがとうございました。

続きまして、長田委員からも御発言をお願いいたします。

【長田専門委員】

長田でございます。ありがとうございます。私は、一般的な普通のユーザーの視点からしか知識がないものですから、ちょっと分からなくて教えていただきたいなと思っていることがありまして、10ページの交付金の算定のところで、③、第二種交付金の交付の継続について、前に事業者のヒアリングのときにも質問させていただきましたが、一定の期間ということを求めていらっしゃいましたけれども、その一定の期間がどの程度で、そしてそのときに継続的に交付される交付金がどのような額になるのか、そのことが我々が負担するユニバーサルサービス料金などにどういう影響を与えるのかというのが全然具体的なイメージが湧かないものですから、事業者のヒアリング等でそこはきちんと整理をして、我々にも分かるように御説明いただけたら議論もしやすくなるのではないかなと思いましたので、お願いをしたいと思いました。

以上です。

【大谷主査】

ありがとうございます。確かに細かく御意見を聞いたり、実際にどんな影響が生じ得たりするのかといった具体的なイメージが湧くような形で、これから情報収集をしていく必要があると私も感じております。

続きまして、砂田委員からも御発言をお願いいたします。

【砂田専門委員】

砂田です。御説明では、とても重要な論点を整理いただいたと思っております。基本的には三友先生の御意見に賛成です。分かりやすい制度をつくっていくこと、また、事業者のインセンティブやビジネスの意思決定がしやすい制度にしていく方向で、事業者の連絡会議でも御議論いただけるといいと思っています。

あともう一つ、技術の方向性という視点もちょっと頭に入れながらお考えいただけるとよいと思います。今後ますますモバイルとか衛星の技術が使われてくるでしょうし、電話とブロードバンドの一体化の方向性もあると思いますので、こうした技術動向も頭に置きながら、制度の詳細を詰めていく必要があると思いました。

私からは以上です。

【大谷主査】

貴重な御意見ありがとうございます。ほかの皆様、いかがでしょうか。直接御発言いただいても大丈夫でございます。先ほど、相田先生が先に退室されていらっしゃるということですね。

それでは、これまでに４名の委員の皆様から御発言をいただきましたけれども、これを受けて事務局のほうで何かお伝えすることがありましたら御発言いただければと思います。事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

先生方、貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。実際のこのような細かな検討におきましては、先生方がおっしゃってくださったとおり、事業者の方々から実態ですとか御意見について非常にフランクにお伺いしながら制度設計をしていく必要があろうかと思っております。そのような御意見を頂戴して制度設計に反映していくというところが、三友先生、砂田先生からお話しいただきましたような事業者の方々にとっても理解が得られやすい、分かりやすい制度になるのかなと思っておりまして、ぜひそのような制度設計を目指していきまして、多くの方々が魅力を少しでも感じられることができるような制度にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【大谷主査】

ありがとうございます。これまでに出た御意見については事務局のほうでもしっかり受け止めていただき、また、もともと御用意いただいた資料３ではかなり網羅的に、今後決

めなければいけない課題について全体像を示していただいていると思います。引き続きましてこの点については、これからスケジュールをお示しいただいたとおりで、盛りだくさんのテーマについて、事業者のお声に耳を傾けながら皆様と御一緒に検討していくわけですけれども、これから合同開催になるということで、多数のメンバーが重複している委員会でもございますので、より闊達に意見交換ができればと考えております。

それでは、御発言の御希望はこの辺りで締め切っても大丈夫でしょうか。それでは、どうもありがとうございました。ほかに御意見、御質問がないようでしたら、大分早いですけれども、意見交換の時間はここまでとさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から御連絡事項などありましたら、よろしくお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。本日もありがとうございました。大谷主査からもありましたとおり、本日御議論いただきました「意見に対する考え方（案）及び答申（案）」については、所要の手続を経て、本委員会の親会である電気通信事業政策部会に報告をし、御審議いただく予定でございます。

また、次回会合については、事業者等からのヒアリングを予定しておりますが、詳細については、後日事務局より御連絡差し上げます。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、第48回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会及び第５回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの合同会合を終了いたします。本日もどうもありがとうございました。

以上